新 宿 区 養 育 費 確 保 支 援 事 業

子どもの健やかな成長に必要な養育費を確保するため、養育費の取り決めに要する公正証書の作成や家庭裁判所等の裁判所への申し立てにかかる費用、裁判外紛争解決手続（ＡＤＲ）の利用にかかる費用、弁護士への相談料の助成を行います。事前にお問い合わせください。

対　象	**次のすべてを満たす方** ・区内在住 ・ひとり親家庭の方、または、離婚協議中で離婚後に子を扶養する方 ・養育費の取り決めに関する公正証書等を作成または取得し、かつ費用を負担した方（強制執行認諾条項付きのものに限る） ・他の自治体において同様の事業の給付金を受けていないこと
助成額 養育費の取り決めが決まってから申請してください	**養育費の取り決めに関する文書を作成した日**（判決書については判決確定日）**から６か月以内に申請** ①　公証役場で作成した公正証書➡公証人手数料を助成します。 上限 33,000 円 ②　家庭裁判所等の裁判所へ申し立てて作成した文書➡収入印紙代・郵送代等を助成します。　上限 20,000 円 ③　認証 ADR 事業者の実施する ADR の利用➡申込料または依頼料に相当する費用・１回目の調停にかかる費用を助成します。 上限 50,000 円 ④　弁護士相談料 ※令和４年４月１日以降に相談したもの　上限 11,000 円

【手続きの流れ】

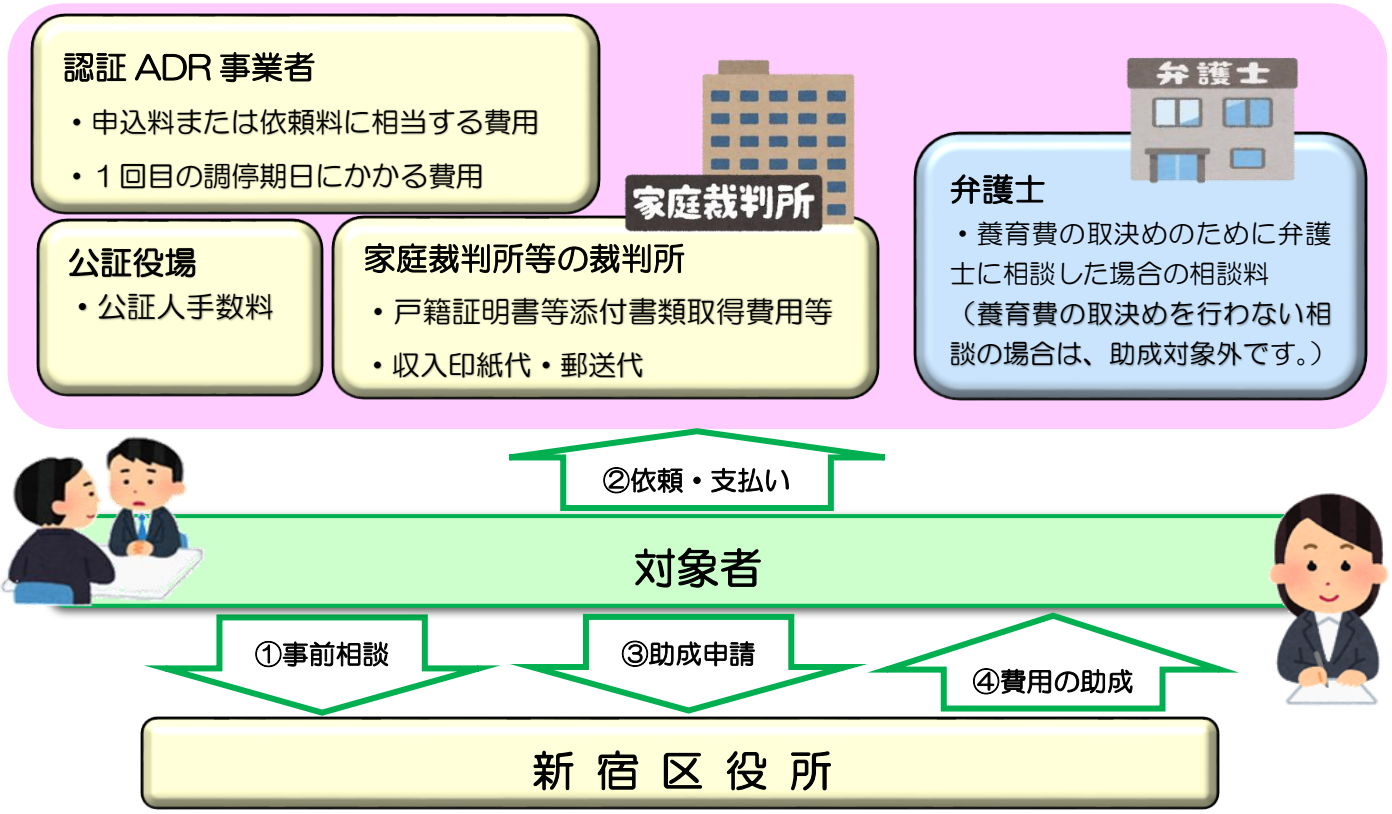

【問合せ先】

新宿区 子ども家庭部 児童育成担当課 育成支援係（新宿区役所本庁舎２階１６番窓口）
TEL　03-5273-4558　　FAX　03-3209-1145